

令和4年2月25日

お客様各位

大津市

### 回数券の払い戻しについて

平素は、温泉保養交流施設「比良とびあ」をご利用いただきましてありがとうございます。さて、令和4年4月1日の入浴料の改定に伴い、現行の回数券は令和4年3月31日をもって使用できなくなります。つきましては、未利用となる場合については、下記のとおり払い戻しを行います。なお、受付期間を過ぎますと、払い戻しができなくなりますので、期間中にお手続きしていただきますようお願い申し上げます。

#### 記

##### 【払い戻しについて】

対象となる回数券	比良とびあが発行した回数券
受付場所	比良とびあ受付カウンター
受付期間	令和4年4月1日（金）から令和5年3月31日（金）まで
請求方法	比良とびあ窓口にてお問合わせください。

##### 【お問合せ先】

大津市産業観光部観光振興課

TEL : 077-528-2756

以上

## 回数券払い戻し金額一覧

区分	1冊	1枚	備考
一般	6,000円	500円	消費税5%
高齢者・小学生	4,000円	333円	平成26年3月31日ご購入分まで
一般	6,100円	508円	消費税8%
高齢者・小学生	4,100円	341円	平成26年4月1日から令和元年9月30日ご購入分まで
一般	6,200円	516円	消費税10%
高齢者・小学生	4,100円	341円	令和元年10月1日から令和4年3月31日ご購入分まで